

高松市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画

令和元年8月1日施行

令和3年1月21日改定

1 本計画の性格

本計画は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する、現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当するものである。

2 本計画の目的

本計画は、本市が行う地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札において、この計画を適用する旨を定めた入札公告と相まって、中小企業による調達手続への参加を奨励することにより、高松市中小企業基本条例(平成24年12月26日条例第92号。以下「条例」という。)第10条に規定する、地域の中小企業の受注機会の増大に努め、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

3 中小企業の範囲

本計画における中小企業は、条例第2条第1号に規定する中小企業者とする。

4 中小企業による調達手続への参加の奨励

本市は、2の目的を達成するため、透明かつ公正な競争の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業による調達手続への参加を奨励するものとする。この場合において、条例第5条第2項の趣旨をより効果的に達成するため、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業(市内に本社・本店を有する者をいう。)を優先することができるものとする。

附 則

この計画は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年1月21日から施行する。